○経済産業省告示第二百三十二号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項の規定に基づき、平成二十五年十月十一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十五年十月三十一日

経済産業大臣　茂木　敏充

登録番号	氏名
400503	角澤　明

○環境省告示第九十六号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区を更新したので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

更新された鳥獣保護区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十五年十月三十一日

環境大臣　石原　伸晃

一　名称

白神山地鳥獣保護区

二　区域

青森県西津軽郡深浦町、鰺ヶ沢町及び中津軽郡西目屋村並びに秋田県山本郡藤里町の各一部（区域図省略）

三　存続期間

平成二十五年十一月一日から平成四十五年十月三十一日まで

四　鳥獣保護区の保護に関する指針

(一)　鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、青森県と秋田県の県境にまたがる白神山地に位置し、人の影響をほとんど受けていない東アジア最大ともいわれる原生的なブナ林が分布しており、平成五年には世界遺産にも登録された。

当該ブナ林は、イヌワシ及びクマタカの餌となる多種多様な生物の良好な生息地であるとともに、これらの大型猛禽類が採餌の場として好んで利用する崩壊地、小規模な草地等の開放空間を多く有している。

このため、これらの大型猛禽類を頂点とする食物連鎖が形成されるとともに、環境省が作成したレッドリストに掲載されているクマゲラ等の希少鳥類の生息も確認されるなど、多様な鳥獣を含む豊かな生態系が維持されている。

さらに、当該ブナ林は、ツキノワグマの餌となる堅果を多く供給できることから、ツキノワグマの持続的な繁殖を可能とし、その地域個体群の安定的な存続に寄与している。

このように、当該区域は大型猛禽類及び大型哺乳類を含む多様な鳥獣の生息の場として重要であることから、当該区域を大規模生息地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する多様な鳥獣の保護を図るものである。

(二)　鳥獣保護区の管理方針

イ　大規模生息地の保護区として、イヌワシ、クマタカ等の大型猛禽類及びツキノワグマ等の大型哺乳類を含む多様な鳥獣の保護を図るため生息環境の適切な管理に努める。

ロ　鳥獣保護区管理員によるモニタリング調査、関係行政機関で構成される白神山地世界遺産地域連絡会議による調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況及び生息環境の把握に努め、必要に応じて保護対策を講じる。

ハ　違法捕獲防止及び制札の維持管理のため、白神山地世界遺産地域連絡会議と連携し、鳥獣保護区管理員等による定期的な巡視を行う。

ニ　鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するため、関係行政機関等と協力して利用者及び地域住民への普及啓発を行う。

ホ　白神山地世界遺産センター西目屋館及び藤里館を拠点として、鳥獣の生息に影響を与えない範囲で環境学習の場として活用を図る。

ヘ　白神山地世界遺産地域連絡会議を通じて、情報共有及び連携の確保に努める。

○環境省告示第九十七号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区を更新したので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

更新された鳥獣保護区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十五年十月三十一日

環境大臣　石原　伸晃

一　名称

森吉山鳥獣保護区

二　区域

秋田県北秋田市の一部（区域図省略）

三　存続期間

平成二十五年十一月一日から平成四十五年十月三十一日まで

四　鳥獣保護区の保護に関する指針

(一)　鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、秋田県中央東部の森吉山の東山麓に位置し、ブナ林を始めとする広葉樹を主体とする森林からなり、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧Ⅱ類の大型のキツツキ類であるクマゲラが繁殖している。本州におけるクマゲラの繁殖地は、当該区域のほか白神山地等の東北地方北部の一部の地域に限られており、当該区域は本州における数少ない繁殖地の一つとなっている。また、森林における生態系の指標種とされ、同レッドリストに掲載されているクマタカ及びオオタカの生息が確認されるなど、豊かな生態系が維持されている。

このように、当該区域はクマゲラ、クマタカ、オオタカ等の希少鳥類の生息地として重要であることから、当該区域を希少鳥類生息地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する希少鳥類の保護を図るものである。

(二)　鳥獣保護区の管理方針

イ　希少鳥類生息地の保護区として、クマゲラ、クマタカ、オオタカ等の希少鳥類の保護を図るため適切な管理に努める。

ロ　鳥獣保護区管理員によるモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況及び生息環境の把握に努め、必要に応じて保全対策を講じる。

ハ　違法捕獲防止及び制札の維持管理のため、鳥獣保護区管理員による定期的な巡視を行う。

ニ　鳥類を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、関係行政機関等と協力して利用者及び地域住民への普及啓発を行う。

ホ　森吉山野生鳥獣センターを拠点として、鳥獣の生息に影響を与えない範囲で環境学習の場として活用を図る。

ヘ　関係行政機関で構成される森吉山野生鳥獣センター運営協議会を通じて、情報共有及び連携の確保に努める。

○環境省告示第九十八号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定に基づき、森吉山鳥獣保護区の区域内に次のように特別保護地区を指定したので、同条第四項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

指定された特別保護地区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十五年十月三十一日

環境大臣　石原　伸晃

一　名称

森吉山・太平湖特別保護地区

二　区域

秋田県北秋田市の一部（区域図省略）

三　存続期間

平成二十五年十一月一日から平成四十五年十月三十一日まで

四　特別保護地区の保護に関する指針

(一)　特別保護地区の指定目的

森吉山鳥獣保護区は、秋田県中央東部の森吉山の東山麓に位置し、ブナ林を始めとする広葉樹を主体とする森林からなり、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧Ⅱ類の大型のキツツキ類であるクマゲラが繁殖している。本州におけるクマゲラの繁殖地は、当該鳥獣保護区のほか白神山地等の東北地方北部の一部の地域に限られており、当該鳥獣保護区は本州における数少ない繁殖地の一つとなっている。また、森林における生態系の指標種とされ、同レッドリストに掲載されているクマタカ及びオオタカの生息が確認されるなど、豊かな生態系が維持されている。